

大学の再開に向けた

感染拡大予防のためのガイドライン

令和2年7月13日【初版】

京都産業大学

内容

1.	基本的な感染症対策の実施	1
(1)	感染源を絶つ	1
(2)	感染経路を絶つ	1
2.	集団感染のリスクへの対応	2
(1)	「密閉」の回避（換気の徹底）	2
(2)	「密集」の回避（身体的距離の確保）	2
(3)	「密接」の場面への対応（マスクの着用）	2
3.	大学において感染者が発生した場合の対応について	2
(1)	連絡や報告（感染者及び濃厚接触者）	2
(2)	感染者や濃厚接触者等の出席停止	3
(3)	構内の消毒	3
4.	大学の諸活動	3
(1)	学生生活	3
(2)	授業	5
(3)	学外活動（インターンシップ、フィールドワーク等）	5
(4)	研究活動	6
(5)	課外活動	6
(6)	教職員の勤務	7
(7)	イベント開催	8
(8)	海外渡航	8
5.	施設利用	9
(1)	図書館	9
(2)	情報処理教室	9
(3)	ラーニングコモンズ	9
(4)	グローバルコモンズ	10
(5)	スチューデントコモンズ	10
(6)	F工房	10
(7)	グラウンド、体育館	10
(8)	保健管理センター	11
(9)	寮	11
(10)	国際交流会館	13
(11)	松の浦セミナーハウス・神山研修室棟	14

(12)	むすびわざ館	14
(13)	ギャラリー	14
(14)	食堂等厚生施設	15
(15)	その他の施設	15
(16)	キャンパス内の清掃、消毒	15

1. 基本的な感染症対策の実施

教職員や学生等大学の構成員は国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践し、通常授業への移行を進めつつ、一方で3密（密閉、密集、密接）や、大勢で集まることは控えるなど、日々の生活の中に感染症対策を取り入れて行動するものとする。

(1) 感染源を絶つ

- ①大学に来る前に自宅で検温し、健康状態をチェックする。
- ②37.5℃以上の発熱等の風邪の症状がある場合には、学生も教職員も大学に来ず、自宅で休養し外出を控え、症状を経時的に記録しておく。
- ③大学に入構する者に対しサーマルカメラ等で検温を行い、必要時はその場で健康チェックを行う。
(発熱者や風邪症状等の疑われる症状のある場合は、大学への入構を制限する)
- ④大学にいる間に、発熱等の風邪症状がみられた場合は、保健管理センターに報告しすぐに帰宅する。
- ⑤風邪症状がなくなるまで自宅で休養し外出を控える。
- ⑥帰省や旅行、県境を越えての移動の際は、その地域の感染流行状況を確認する。

(2) 感染経路を絶つ

- ①大学到着時、教室移動時、授業後、休憩時間、食事前などは、手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- ②手洗いは、流水とハンドソープを用いて正しい手洗いに努める。
- ③流水による手洗いができない場合は、建物入口に設置されているアルコール消毒液等で手指消毒を行う。
- ④マスクは原則各自で準備し、着用する。
- ⑤大学にいる間にマスクが汚損し予備の持参がない場合は、学生・教職員ともに保健管理センターに相談する。
- ⑥共用する施設・設備、用具や物品は、消毒液でこまめに拭き取りなどを行い、使用後は手洗いを徹底する。
- ⑦咳やくしゃみをする際は咳エチケットに心掛け、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を隠し、飛沫を防ぐ。
- ⑧普段から極力、顔面（特に眼・鼻・口）を触らないようにする。
- ⑨帰宅後は、手洗い・洗顔・着替え・入浴やシャワーを行う。

2. 集団感染のリスクへの対応

(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

- ①可能な限り、常時室内の換気を行う。
- ②常時換気が困難な場合は、30分に1回以上、数分（5～10分）以上、窓（扉）を全開にするか、もしくは2方向の窓（扉）を同時に開けて換気を行う。
- ③エアコン使用中においても換気を積極的に行う。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ①人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。
- ②通勤通学で公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、対人距離の確保に心がける。
- ③教室や研究室、食堂等における対人距離の確保を心がける。（※適宜、教職員の指示に従う）
- ④対面での食事や会話をしないようにする。
- ⑤不必要な外出はできるだけ避ける。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ①原則として、常時マスクを着用すること。
- ②熱中症などの健康被害が発生する恐れが考えられる場合は、換気や身体的距離の確保に留意しながらマスクを外す。（※適宜、教職員の指示に従う）
- ③マスクの表面（外側）は触らない。
- ④マスクを触った後や鼻をかんだ後は、必ず手洗いや手指消毒を行う。

3. 大学において感染者が発生した場合の対応について

(1) 連絡や報告（感染者及び濃厚接触者）

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出される。大学には本人（または保護者）から、感染が判明した旨を**保健管理センター（Tel.075-705-1511）**へ電話連絡する。なお、休業日や夜間であれば、**守衛所（Tel.075-705-1421）**に一報を入れる。

また、保健所から濃厚接触者と指定され、検査や自宅待機を指示された場合も同様に保健管理センターへ連絡する。

保健管理センターは、感染者や濃厚接触者の情報を新型コロナウイルス感染症緊急対

策本部及び所属学部等と共有する。

保健所から、感染者本人への行動履歴等のヒアリングが行われる場合には、できるだけ協力すること。また、保健所が大学に対して、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、本学も全面的に協力する。

(2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

学生又は教職員の感染が判明した場合には、京都市の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業の必要性について、京都市の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。

また、学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、大学において該当学生に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、特別休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとする。

(3) 構内の消毒

学生や教職員の感染が判明した場合には、総務部及び管財部に連絡の上、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の室内や器具・物品等の消毒を行う。

4. 大学の諸活動

(1) 学生生活

大学の再開については、関西圏の自宅生以外は、現在、多くの学生が帰省しており、再開に向けて京都の下宿・寮に戻り、大学に通学することを踏まえて、予防対策を考える必要がある。

予防対策については、事前に「新しい生活様式」を学生に対し、周知することで、徹底した感染予防対策を行う。

また、本学においては、「3密対策」及び「感染予防対策」の取り組みを十分に行い、本学から感染者、特に集団感染（クラスター）を発生させないという強い意志と自覚を学生たちにも持たせ、学生生活における感染予防対策を最大限講じるものとする。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

(2) 授業

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で、本学の活動指針に応じ、順次、対面授業を実施(再開)する。

<実施上の留意点>

- ①「新しい生活様式」を積極的に実践し、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等の感染予防、健康チェックに十分留意する。
- ②授業の実施方法の変更にあっては、帰省している学生の京都への移動に必要な周知・準備期間、図書館や情報処理教室等の事前・事後・自習学修場所の確保、各種学生窓口対応、交通対策について、併せて検討の上、周知し実施する。
- ③教室への着席については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り距離(概ね1m以上)を確保する。
- ④教室の収容定員が通常よりも制限されるため、オンライン授業での実施、授業教室の変更、対面授業の実施科目や実施回数の調整を状況に応じて行う。
- ⑤対面授業の実施は、受講者を複数グループに分けたり、学年別に行うなど、できるだけ多くの学生が同時に学内に集まることのないよう、工夫を行う。
- ⑥通勤時間帯を避ける等の授業時間帯の弾力的な運用を行う。
- ⑦教員は必要に応じてフェイスシールドまたはアイシールド+マスクを着用する。
- ⑧持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対し、可能な限り配慮を行う。

(3) 学外活動(インターンシップ、フィールドワーク等)

インターンシップ、フィールドワーク、合宿形式の授業、PBL等における学外での教育活動を実施する場合、以下の点に留意する。

<留意事項>

- ①活動先(活動の対象となる企業や自治体等)の指示に従い、活動先のガイドラインや感染防止策等を遵守する。
- ②活動にあたっては、「新しい生活様式」を積極的に実践し、3密の回避、感染予防、健康チェック等に十分留意する。(事前の体温測定の実施、体調不調時の欠席、マスクの着用、手指の消毒等の義務付け)
- ③合宿形式の授業や宿泊を伴うフィールドワーク等は、原則として禁止する。(レベル0の場合を除く。)ただし、教育目標の達成のために、宿泊を伴う活動が必要不可欠の場合は、状況に応じて、開講学部等の学部長等が判断する。

(4) 研究活動

- ①入室時には必ず手指の消毒を行い、マスクを着用する。
- ②実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。
- ③「三つの密」を避けるための研究計画、施設利用スケジュールを構築する（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）。
- ④研究設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒する。
- ⑤また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放する、人の手が触れる場所を少なくする、安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、または透明板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- ⑥実験動物、遺伝子組換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、機関管理のもと、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- ⑦設備の遠隔利用や研究代行等の取組を積極的に実施するとともに、機関内外の遠隔利用サービス等を積極的に利用する。

(5) 課外活動

- ①学生の課外活動再開にあたっては、本学の「新型コロナウイルス感染症に対する活動指針」の活動レベルに準じて対応する。
- ②課外活動再開に関するガイドラインを基に、各活動団体より練習計画書の提出を義務付ける。その練習計画書において、感染予防対策を十分に講じられていると認められた活動団体より、課外活動を段階的に認めていく。

再開にあたっては「3密」を徹底的に避ける工夫を図り、基本的遵守事項にある感染予防対策を講じたうえ、活動を行う。

<基本的遵守事項>

- ①活動時には原則マスクを着用する（運動時は着用しなくてよい）。
- ②発熱や軽度であっても咳や咽頭痛などの症状がある人は参加しないようにする。
- ③施設ごとの利用制限人数を目安に、2 m以上人との距離を確保する。
- ④飛沫に注意し、その対策を厳重に講じる。
- ⑤体育館、部室、教室での屋内活動では、常に十分な換気を行う。
 - ※ 2つ以上の窓・ドア等を同時に開ける。
 - ※ 窓・ドア等については対角線上であることが望ましい。
 - ※ 換気扇が設置されている部屋は必ず使用する。

- ⑥活動時に参加者一覧を作成する。
- ⑦消毒可能な共有物は、使用前・使用後に消毒等を行う。
- ⑧活動前後、用便時は石けんによる手洗い、うがいを行う。
- ⑨活動中に大きな声で会話、掛声、発声、応援等をしない。
- ⑩活動時間はなるべく短時間となるよう事前に練習内容及び活動計画を立てる。

<屋外（グラウンド等）活動時の遵守事項>

- ①上記<基本的遵守事項>に加え以下を遵守する。
- ②ボトル・タオルの共有使用を禁止する（各々で準備する）。
- ③更衣室、シャワー室の利用は、出来る限り控える。やむを得ず使用する場合は、人が集中しないように、効率よく使用する。
- ④唾や痰を吐かない。

<屋内（部室）活動時の遵守事項>

- ①上記<基本的遵守事項>に加え以下を遵守する。
- ②複数名が活動する場合は、人との十分な距離（2 m程度）が確保できる大き目の教室を予約して活用する等、密集しない活動に努める。
- ③飛沫防止の観点から、楽器等の演奏(特に管楽器演奏)は、常に換気を行った環境で、対人距離を十分確保した状態(3~5m)で行う。

<トレーニング室での遵守事項>

- ①上記基本的遵守事項に加え以下を遵守する。
- ②機器の使用後は、機器との接触部分をアルコール消毒する。
- ③利用時間は原則1時間以内とし、終了後は速やかに退出する。
- ④その他、施設及び機器の使用については、トレーニング室管理者の指示に従う。

(6) 教職員の勤務

- ①教育職員の勤務については、校務や授業準備、研究等のために出校する場合は、公共交通機関での混雑を避ける工夫をすること。
- ②事務職員の勤務については、通勤は時差出勤等を行い、公共交通機関の混雑を避ける工夫をすること。
- ③会議はメール審議やオンラインなど、多人数が参集しない方法で行うこと。
- ④不要不急の出張は中止、延期を検討する。ただし、緊急事態宣言が発令されている地域への出張は原則禁止とする。

- ⑤外務省海外安全情報において、感染症危険情報レベル2以上が発出されている国外への出張は原則禁止とする。また、日本政府が入国禁止措置を取っている国・地域への出張についても原則禁止とする。

<緊急事態宣言が発令された場合>

教員の勤務は在宅を原則とする。事務職員は2チームに分け、交代勤務とする。

(7) イベント開催

各種イベントの開催は、今後の国・各行政機関等の段階的緩和の目安を参考に判断し、開催する。ただし、イベント開催は、特定・不特定多数の人が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取り組みを最大限講じたうえで、開催するものとする。

- ①規模要件（人数上限）は、今後の段階的緩和を参考とするが、当面の間は以下のとおりとする。

【屋内】100人以下、かつ、収容定員の半分程度以内の参加人数

【屋外】200人以下、かつ、人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）する

- ②参加者全員に、マスクの着用と入場（入室）時に手指の消毒の徹底を行うこと。

- ③一般府民等、学内関係者以外の不特定多数を対象とするイベントにあっては、参加者の検温や健康チェック等を個別に実施し、発熱・風邪等の体調不良の症状がある場合は、参加をさせない。

- ④出演者と、客席との十分な距離を確保すること。

- ⑤大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等を控えること。

- ⑥屋内での実施においては、室内換気を徹底すること。

- ⑦入退場時の人数制限や並ぶ間隔をあけるなど、誘導を徹底し、密集するリスクを回避すること。

- ⑧受付等スタッフと参加者が直接に接する可能性があるスペースにおいては、立ち位置表示や透明板・フェイスシールドによる感染防止策を講じること。

(8) 海外渡航

海外へ渡航や一時帰国を予定する場合、外務省海外安全ホームページ

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)を参考にして、自粛を前提に慎重に行動すること。

なお、危険情報または感染症危険情報において「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上が発令されている国や地域への渡航は以下の懸念により、取り止めること。

- ①今後、短期間で収束することは考えにくく、感染拡大が懸念されること。

- ②ワクチンがなく、渡航先国内での医療体制がひっ迫することが予想されることから、感染した場合の現地対応が困難になることが懸念されること。
- ③もし、感染がさらに蔓延した場合は、出国制限の懸念があること。
- ④日本へ入国後に一定期間の隔離を余儀なくされる懸念があること。
- ⑤日本人・日本からの渡航者に対する入国制限、入国後の行動制限（隔離など）を行う国が多くあること。こうした制限措置を実施している国の一覧が、外務省海外安全ホームページで毎日更新されているので、参照すること。

やむを得ず渡航、帰国した場合で、外務省が示す水際対策に基づき、自宅待機（勤務）や健康観察を求められた場合は、当該待機場所及び連絡先、健康状態等について大学に報告すること。

5. 施設利用

(1) 図書館

活動指針レベルにより、キャンパスへの入構禁止措置が取られている場合は、図書資料の郵送サービスを基本に、事前予約制による図書資料の閲覧や文献複写などのサービスに限定することによって、キャンパスに滞留する学生等の規模をコントロールし、感染拡大の予防を図るものとする。

活動指針レベルにより、部分的な入構により施設の利用を認める場合は、状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

(2) 情報処理教室

活動指針レベルにより、部分的な入構により施設の利用を認める場合は、状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

なお、利用にあたっては、入退室時の手指消毒、マスク着用、ヘッドセットの持参等を求めることとする。

(3) ラーニングコモンズ

活動指針レベルにより、部分的な入構により施設の利用を認める場合は、ソーシャルディスタンスを確保したうえで、状況に応じて利用者数をコントロールする。また、利用可能なサービスや利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、事前予約、入退室時の手指消毒、マスク着用、体温測定、席

の指定、ヘッドセットの持参等の厳守を求めることとする。

(4) グローバルコモンズ

活動指針レベルより、キャンパスへの入構禁止措置が取られている場合は、閉館とし、配架資料の郵送サービスに限定する。

活動指針レベルにより、部分的な入構により施設の利用を認める場合は、状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

(5) スチューデントコモンズ

活動指針レベルにより、部分的な入構により施設の利用を認める場合は、状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

(6) F工房

活動指針レベルにより、部分的な入構により施設の利用を認める場合は、身体的距離を確保したうえで、状況に応じて利用者数をコントロールする。また、利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、事前予約、入退室時の手指、机上及び使用備品の消毒、マスク着用、事前の自己健康確認、席の指定等の厳守を求めることとする。

(7) グラウンド、体育館

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で、本学の活動指針に応じ、順次、利用を再開する。

<実施上の留意点>

- ①運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。
- ②強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ③歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ④更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ⑤その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

(8) 保健管理センター

①利用希望者に発熱・咳や痰・くしゃみ・倦怠感等の症状がある場合

上記の症状がある場合、「通常の風邪」「インフルエンザ」「新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）」等が疑われるが、新型コロナの感染を想定した対応を取るものとする。当センターは、新型コロナウイルス感染症に対応した診療体制ではないため、当面の間は、当センターへの電話連絡(Tel.075-705-1511)による相談とする。その相談内容により、受診あるいは自宅での療養について、判断及び指示を行う。

②①以外の場合

慢性疾患、外科的処置、胃痛・生理痛など明らかに風邪症状ではないという場合は、入室時に健康チェック（検温・問診等）を行った上で、これまでと同様に当センター内で対応する。

(9) 寮

①寮室の個室化

全6寮を個室（一人部屋）とする。

②咳エチケットの徹底

寮内は教職員、業者、スタッフを含め全員マスク着用とし、寮生は自室のみ着用を不要とする。

③検温について

毎朝夕の点呼前に検温し（体温計は各自持参）、検温結果を一覧表に記録する。記録を管理人がチェックし、学生部に報告する。

④食堂の利用について

ア. 食事の前には手洗い石鹸で手を洗い、手指の消毒を行ってから配膳を受ける。

イ. 食事をとる席、またはテーブルを指定する。

ウ. 1回の食事人数は寮ごとに定める人数を上限とし、食堂収容人員の1/2程度の人数とする。

食事をとる際は各自がソーシャルディスタンスを意識して着席し、また、食事での会話は控える。

エ. セルフサービスによる提供は廃止し、食堂スタッフが配膳する。

オ. 飛沫感染防止のため、食卓上のパーティション設置など、必要な処置をとる。

⑤入浴及びシャワー室の利用について

ア. 浴場の一度の利用は各寮で定める人数を上限とする。

イ. 脱衣用の衣類棚は各自で用意する。(袋等に衣類を入れて利用する)

ウ. 葵寮のシャワー室は予約制とする。

⑥施設・設備の運用について

ア. 以下の施設を利用する際は、利用簿を設け、利用状況を管理する。

- ・ 食堂（指定場所以外で利用する場合）
- ・ 浴場
- ・ シャワー室（神山寮・葵寮）
- ・ 洗濯場及び物干し場（洗濯機を使用した場合）

イ. 以下の施設は閉鎖する。

- ・ 追分寮：自習室(一部)
- ・ 葵寮：卓球室、自習室、パソコン室
- ・ 神山寮・津ノ国寮：自習室
- ・ 五常寮：合宿室
- ・ 賀茂川寮：談話室

ウ. 利用制限（時間や人数、用途）を設けるエリア

- ・ 追分寮：ロビー・談話室、会議室
- ・ 葵寮：談話室、ロビーのソファ（一人置きの間隔を取る）
- ・ 神山寮：トレーニングルーム、ミーティングルーム
- ・ 賀茂川寮：集会室

⑦備品について

貸出備品（掃除機、布団乾燥機、アイロン等）は、利用簿をつけて貸し出すこととし、使用後にアルコール消毒を行う。

⑧外出について

不要不急の外出は自粛する。

在寮中は毎日、行動記録をつける。(様式は問わない)

⑨門限について

「京都産業大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針」に規定するレベルに応じて、門限を定める。

⑩帰省及び外泊について

帰省は保証人からの申請に基づき許可する。

外泊は原則禁止とする。

⑪禁止事項

ア. 他人の寮室への入室

イ. カラオケ店、ライブハウス、クラブ、ボウリング場、コンサート会場への入店

ウ. 他府県への移動(「京都産業大学の新型コロナ感染症に対する活動指針」のレベルに応じて解除)

⑫その他

ア. 寮内は定期的に換気を行う。

イ. 抵抗力、免疫力を高めるために十分な睡眠、バランスの取れた食事を摂取するよう指導する。

<発熱・体調不良時の対応> ※行政の指導に基づいて対応する。

①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、咳及び倦怠感がある場合

→ 寮室から予備室に移動し経過観察とする。

②風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が続く場合や、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

→ 速やかに最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センター(075-414-4726)へ連絡、相談する。合わせて学生部、保健センターまで報告する。

<濃厚接触者の疑いがある場合>

予備室に移動し、2週間の健康観察、出席停止となる。(※学校保健安全法第19条に基づき出席停止) 合わせて速やかに最寄りの保健所に連絡、相談する。

(10) 国際交流会館

①生活空間を共用していることを踏まえ、特に消毒の徹底や3密を徹底的に回避し、感染拡大予防のための取り組みを行う。

②国際交流会館における「新しい生活様式」を入居者自らが実践できるようメール、ポスター等で対策の周知を行う。

<国際交流会館全体にかかる対応>

①当面の間、居室は一人部屋の対応とする。

②会館居住者、会館スタッフ、管理員以外は立ち入り禁止とする。(送迎者も立ち入り禁止)

③自室以外ではマスクを着用する。

④外出から帰宅した時は、直接自室に戻り手と顔を石鹸でよく洗いうがいする。

<共同キッチン>

①飲食する場合は、テーブルに設置した仕切り板を挟んで静かに飲食する。

- ②対面での飲食は避ける。
- ③自分で作った食事を食べる。(取り分けはしない)

<ロビー等>

会館ロビー等で集合する交流イベントは中止する。

(1 1) 松の浦セミナーハウス・神山研修室棟

- ①2020年度においては、両施設の使用を禁止する。
- ②状況により使用可能となった場合は、消毒の徹底や「3密」の徹底的な回避をはじめとする感染拡大予防対策のガイドラインを改めて定めるので遵守すること。

(1 2) むすびわざ館

- ①マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保する。
- ③施設の清掃・消毒を徹底し、換気を実施する。
- ④入館人数を設定のうえ入館を制限し、状況に応じて開館時間を短縮する等、来館者が密にならないよう対応する。
- ⑤発熱(37.5℃以上)、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- ⑥当面の間、多人数での来館・利用は控えていただく。
- ⑦事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。
- ⑧感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。

(1 3) ギャラリー

- ①マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②人との接触を避け、1～2mを目安として対人距離を確保する。
- ③施設の清掃・消毒を徹底し、換気を実施する。
- ④入館人数を設定のうえ入館を制限し、状況に応じて開館時間を短縮する等、来館者が密にならないよう対応する。
- ⑤発熱(37.5℃以上)、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- ⑥当面の間、団体での来館は控えていただく。
- ⑦当面の間、展示室での展示解説は行わない。
- ⑧事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。

⑨感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。

(14) 食堂等厚生施設

- ①利用の混雑状況により、入場制限をかける場合がある。
- ②入退出時（入退出時の行列含む）においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ③食堂では、座席の間にパーティションを設ける、または座席の間隔を十分に空ける。
- ④食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ⑤従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮断する。
- ⑥従業員はマスクを着用する。
- ⑦レジ等に並ぶ場合は床に印をつける等、間隔を空ける。
- ⑧食券販売以外の精算時金銭の授受・レシートはコイントレーを介して行う。
- ⑨利用者には大声での会話を行わないよう周知する。
- ⑩ホール内は定期的な換気及び更なる換気促進のための空気の流れを作る。
- ⑪むすびキッチンは、換気のための大型扇風機の設置を行う。
- ⑫冷水機・給茶機・電子レンジの利用を停止する。
- ⑬従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状など体調不良がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

(15) その他の施設

施設の態様や用途に応じて、必要な感染防止策を講じる。

(16) キャンパス内の清掃、消毒

キャンパス内の清掃、消毒について、活動指針レベルと場所に応じて対応する。

(例)

- ・ 建物玄関には消毒液を設置する。
- ・ 教室等については、活動指針レベル「2」以上の場合において、使用者（教員・学生）が使用の都度、ドアノブ、教卓、スイッチ、マイク等を除菌シート（各教室に配備）を用いて消毒する。
- ・ 事務室については、窓口に飛沫感染防止パネルを設置する。
- ・ トイレについては、便座シートクリーナーを設置する。